

オフィス家電の適正処理について

I オフィス家電を廃棄する際の事業者の責務に関する関係法令の記述

○廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第3条

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）第6条

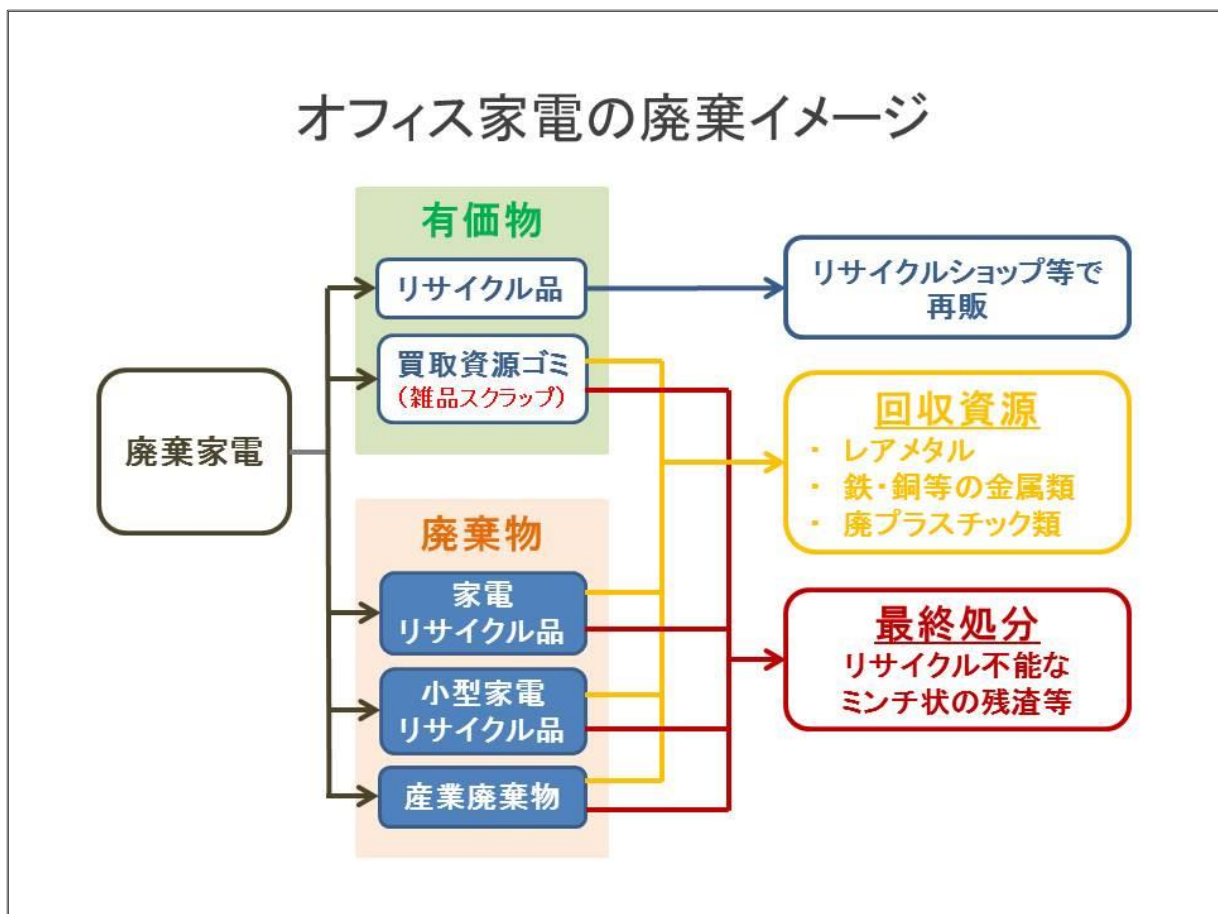
事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

○小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）第7条

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）第4条2項

事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。



Ⅱ オフィス家電を廃棄する場合に想定される選択肢、及び取り扱い上の留意事項等

○廃棄物処理法

★ 廃棄物の適用区分：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず及びその混合物等に分類

★ 取り扱い上の留意事項

- ① 廃棄ルートはリサイクル促進の観点から、「家電リサイクル法」及び「小型家電リサイクル法」を基本にしつつ、性状等により困難な場合の最後の手段として、通常の産廃処理を選択すること
- ② 処理に際しては廃棄物処理法上の委託基準を遵守すること
- ③ 家電販売業者が下取りする場合には、当該販売業者（下取り業者）が排出者となり、下取りを行った時点で産業廃棄物になり、以降、下取り業者はこれを産業廃棄物として適正に取り扱うこと
- ④ リサイクル目的の中古品として売却（逆有償に留意）する場合は廃棄物には該当せず、買い付け業者には廃棄物処理法上の許可等は不要（なお買取業者には、別途古物商等の許可が必要）

○家電リサイクル法

★ 廃棄物の適用区分：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象

★ 取り扱い上の留意事項

- ① 排出事業者は、廃棄品を引き渡す（下取りを含む）際に「家電リサイクル券」を購入
家電リサイクル券
 - ・ 料金販売店回収方式（緑色）：主に更新時の下取り等の際に行われる方式で、排出事業者は販売業者（下取り業者）に必要なリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受領
 - ・ 料金郵便局振込方式（青色）：更新を伴わない単なる廃棄など、販売業者に引き取りを依頼出来ない場合等に適用される方式で、郵便局で必要な処理料金を支払って家電リサイクル券を購入し、「指定引取所」等へ持ち込む際にそれを交付し、控えを受領
- ② 回収された家電製品は、最終的には一般財団法人家電製品協会家電リサイクルセンターが設置する「指定引取所」へ搬送され、その後所定のリサイクルルートで処理
- ③ 家電リサイクル法に定められた業者（小売業者、製造業者等、指定法人）やこれらの業者から委託を受けた業者に廃棄品を引き渡す場合は、マニフェストは不要とされているが、指定引取場所までの搬送を、別途産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合には、マニフェストが必要
- ④ 不要となった当該4品目の家電製品を無償で回収する業者が見受けられるが、当該行為については以前環境省から「無料で引き取られ又は低廉な価格で買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、総合的、積極的に廃棄物該当性を判断されたい」旨の通知が発出されており、法外な搬送料金を請求されるとか、有価物を抜き取った後の残渣を投棄する等の違法行為やトラブルに繋がる場合があるので、原則として選択肢から除外すること

○小型家電リサイクル法

★ 法律上の廃棄物の適用区分：家電リサイクル法対象外の小型家電28品目に限定

★ 取り扱い上の留意事項

- ① 回収ルートについては、一般家庭から排出される小型家電とは異なり、市区町村や協力小売店に設置されている回収ポイントに持ち込むことは不可
- ② 排出物は、原則として廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず及びその混合物に分類される産業廃棄物であり、産業廃棄物処理業者に収集・運搬及び処理・処分を委託することが可能
一方、小型家電リサイクル法には緩和規定として、廃棄物処理法の許可を不要とする制度が設けられており、これに該当する、「小型家電リサイクル法認定事業者」又は「小型家電リサイクル法認定事業者の委託業者」に処理を委託することも可能
- ③ なお、前述の認定事業者へ処理を委託する場合であっても、排出事業者側の委託基準に関する緩和規定はないので、産業廃棄物の処理委託と同様、契約あるいはマニフェストの交付等が必要
- ④ リサイクル目的の中古品として売却する場合は廃棄物には該当せず、買い付け業者には廃棄物処理法上の許可等は不要（なお買取業者には、別途古物商等の許可が必要）

○資源有効利用促進法

★ 廃棄物の適用区分：デスクトップ本体、ノートパソコン、液晶又はブラウン管ディスプレイなど

★ 取扱上の留意事項

- ① 事業者から廃棄される使用済パソコンをメーカーがリサイクルする仕組みで、環境大臣から産業廃棄物の広域認定を受けて、事業者から廃棄される使用済パソコンを回収しリサイクル
- ② 事業系パソコンは家庭系の使用済みパソコンとは異なり、原則として、PC リサイクルマークが添付されていても、回収再資源化料金（個々に見積もり）が発生
- ③ 回収事業者が産業廃棄物の広域認定を受けたパソコンメーカーであれば、排出事業者はマニフェストの起票・管理や産業廃棄物委託処理に係る年間実績報告が不要
- ④ 具体的な処理手順や費用等については、各メーカーの対応窓口に連絡し、個別に相談
- ⑤ パソコン及び周辺機器については本法による処理とは別に、前述の小型家電リサイクル法による処理も併存

○その他関連情報

先般の廃棄物処理法の改正により、これまで有価物と称し廃棄物処理法の適用外とされ「グレーゾーン」となっていた、有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合された、いわゆる「雑品スクラップ」を取り扱う事業者に対する規制が追加

家電リサイクル法に係る4品目を含め、有価物として収集し保管された32品目の廃棄家電類を「有害使用済機器」に指定し、その保管又は処分を業として行おうとする者に対する、届出義務や保管及び処分の基準、更に業を行うに当たっての資格要件等が設定されるなど、規制強化の方向で準備が進められ、追ってガイドライン等が示される予定であり、引き続き注意が必要